

○高浜市吉浜交流館の管理及び運営に関する規則

令和5年3月24日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例（令和5年高浜市条例第9号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、高浜市吉浜交流館（以下「吉浜交流館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 吉浜交流館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 吉浜交流館の休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可等)

第4条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の前7日から3月までの間に、高浜市使用料及び手数料条例施行規則（昭和49年高浜市規則第1号。以下「使用料規則」という。）に定める高浜市公共施設利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、利用の許可をしたときは、使用料規則に定める高浜市公共施設利用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 吉浜交流館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、吉浜交流館を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の変更及び取消し)

第5条 利用者は、許可事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、使用料規則に定める高浜市公共施設利用変更許可申請書又は高浜市公共施設利用取消承認申請書に許可書を添付して市長に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

(利用後の原状回復等)

第6条 利用者は、吉浜交流館の利用を終了し、又は中止したときは、利用した施設及び備品を原状に復しておかなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (2) 施設及び備品を大切に扱うこと。
- (3) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(指定管理者に関する規定の適用)

第8条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に吉浜交流館の管理を行わせる場合においては、第2条ただし書及び第3条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「市長及び条例第10条第1項に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、協議により」と、第4条第1項及び第2項並びに第5条中「市長」とあるのは「条例第10条第1項に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、吉浜交流館の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(高浜市予算決算会計規則の一部改正)

2 高浜市予算決算会計規則（昭和51年高浜市規則第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略